

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第2区分

【発行日】平成22年6月3日(2010.6.3)

【公表番号】特表2009-535580(P2009-535580A)

【公表日】平成21年10月1日(2009.10.1)

【年通号数】公開・登録公報2009-039

【出願番号】特願2009-508102(P2009-508102)

【国際特許分類】

F 16 H 41/24 (2006.01)

F 16 F 9/10 (2006.01)

F 16 F 7/00 (2006.01)

【F I】

F 16 H 41/24 A

F 16 F 9/10

F 16 F 7/00 E

【手続補正書】

【提出日】平成22年4月12日(2010.4.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

トルクコンバータに用いられるステータに設けられたワンウェイクラッチにおいて、当該ワンウェイクラッチが、以下の構成部材：すなわち、

半径方向に配置された第1のエレメントを有しており、該第1のエレメントが、回転方向でステータの長手方向軸線に対して位置固定されており；

半径方向に配置された第2のエレメントを有しており、該第2のエレメントが、軸線を中心として回転可能であり、第1の回転方向で第1のエレメントに係止するように配置されており；

半径方向に配置された第3のエレメントを有しており、該第3のエレメントが、軸線を中心として回転可能であり、軸方向で第1のエレメントと第2のエレメントとの間に、係止に相俟ったエネルギーを減衰するように配置されていることを特徴とする、トルクコンバータに用いられるステータに設けられたワンウェイクラッチ。

【請求項2】

半径方向に配置された第3のエレメントが、機械的な減衰を生ぜしめるように配置されている、請求項1記載のワンウェイクラッチ。

【請求項3】

トルクコンバータに用いられるステータに設けられたワンウェイクラッチにおいて、当該ワンウェイクラッチが、以下の構成部材：すなわち、

少なくとも1つの開口を備えた、半径方向に配置された第1のエレメントを有しており；

少なくとも1つの凸部を備えた、半径方向に配置された第2のエレメントを有しており、該第2のエレメントが、第1の回転方向で第1のエレメントに係止するように配置されており；

半径方向に配置された第3のエレメントを有しており、該第3のエレメントが、ステータの長手方向軸線を中心として回転可能であり、係止に相俟ったエネルギーのハイドロリッ

ク的な減衰を生ぜしめるように、軸方向で第1のディスクと第2のディスクとの間に配置されており、第3のエレメントが、トルクコンバータ内の液体の一部を部分的に閉じ込める構造を成しており、第1のエレメントまたは第2のエレメントのうち、一方のエレメントが、回転方向で軸線に対して位置固定されており、他方のエレメントが、軸線を中心として回転可能であり、液体の一部が、係止の間に押し退けられるように、他方のエレメントの回転が経過するようになっていることを特徴とする、トルクコンバータに用いられるステータに設けられたワンウェイクラッチ。

【請求項4】

トルクコンバータに用いられるステータに設けられたワンウェイクラッチにおいて、当該ワンウェイクラッチが、以下の構成部材：すなわち、

少なくとも1つの開口を備えた、半径方向に配置された第1のエレメントを有しており；

少なくとも1つの凸部を備えた、半径方向に配置された第2のエレメントを有しており、該第2のエレメントが、第1の回転方向で第1のエレメントに係止するように配置されており；

半径方向に配置された第3のエレメントを有しており、該第3のエレメントが、ステータの長手方向軸線を中心として回転可能であり、係止に相俟ったエネルギーのハイドロリック的な減衰を生ぜしめるように、軸方向で第1のディスクと第2のディスクとの間に配置されており；

半径方向に配置された第4のエレメントを有しており、該第4のエレメントが、少なくとも1つの開口を少なくとも部分的に塞ぐように第3のエレメントに結合されており、第1のエレメントまたは第2のエレメントのうち、一方のエレメントが、回転方向で軸線に対して位置固定されており、第1のエレメントまたは第2のエレメントのうち、他方のエレメントが、軸線を中心として回転可能であり、液体の、第3のエレメントと第4のエレメントとの間に位置する部分が、係止の間にほぼ押し退けられるように、他方のエレメントの回転が経過するようになっていることを特徴とする、トルクコンバータに用いられるステータに設けられたワンウェイクラッチ。

【請求項5】

トルクコンバータに用いられるステータに設けられたワンウェイクラッチにおいて、当該ワンウェイクラッチが、以下の構成部材：すなわち、

少なくとも1つの開口を備えた、半径方向に配置された第1のエレメントを有しており；

少なくとも1つの凸部を備えた、半径方向に配置された第2のエレメントを有しており、該第2のエレメントが、第1の回転方向で第1のエレメントに係止するように配置されており；

半径方向に配置された第3のエレメントを有しており、該第3のエレメントが、ステータの長手方向軸線を中心として回転可能であり、係止に相俟ったエネルギーのハイドロリック的な減衰を生ぜしめるように、軸方向で第1のディスクと第2のディスクとの間に配置されており、第3のエレメントが、弾性変形可能な少なくとも1つの拡張部を有しており、第1のエレメントまたは第2のエレメントのうち、一方のエレメントが、回転方向で軸線に対して位置固定されており、他方のエレメントが、軸線を中心として回転可能であり、第1のエレメントと第2のエレメントとによって、弾性変形可能な少なくとも1つの拡張部が圧縮されるように、他方のエレメントの回転が経過するようになっていることを特徴とする、トルクコンバータに用いられるステータに設けられたワンウェイクラッチ。

【請求項6】

自動車駆動構成要素に設けられたワンウェイクラッチにおいて、当該ワンウェイクラッチが、以下の構成部材：すなわち、

少なくとも1つの第1の係止装置を備えた、回転方向で構成要素の軸線に連結された第1のエレメントを有しており；

少なくとも1つの第2の係止装置を備えた、軸線を中心として回転可能な第2のエレメ

ントを有しており、第1の少なくとも1つの係止装置と第2の少なくとも1つの係止装置とが、第1の回転方向において互いに内外で係止し、これによって、第1のエレメントと第2のエレメントとが、第1の回転方向で互いにロックされるように配置されており、当該ワンウェイクラッチが、係止の間の第1の少なくとも1つの係止装置と第2の少なくとも1つの係止装置との衝突をハイドロリック的に減衰するように配置されていることを特徴とする、自動車駆動構成要素に設けられたワンウェイクラッチ。

【請求項7】

自動車駆動構成要素に設けられたワンウェイクラッチにおいて、当該ワンウェイクラッチが、以下の構成部材：すなわち、

半径方向に配置された第1のエレメントを有しており、該第1のエレメントが、構成要素の軸線に対して位置固定されていて、少なくとも1つの第1の係止装置を有しており；

半径方向に配置された第2のエレメントを有しており、該第2のエレメントが、軸線を中心として回転可能であり、少なくとも1つの第2の係止装置を有しており；

半径方向に配置された第3のエレメントを有しており、該第3のエレメントが、軸線を中心として回転可能であり、軸方向で第1のエレメントと第2のエレメントとの間に配置されており、第1の少なくとも1つの係止装置と、第2の少なくとも1つの係止装置とが、第1の回転方向において互いに内外で係止し、これによって、第1のエレメントと第2のエレメントとが、第1の回転方向で互いにロックされるように配置されており、第3のディスクが、係止の間の第1の少なくとも1つの係止装置と第2の少なくとも1つの係止装置との衝突を機械的に減衰するように配置されていることを特徴とする、自動車駆動構成要素に設けられたワンウェイクラッチ。

【請求項8】

自動車駆動構成要素に設けられたワンウェイクラッチにおいて、当該ワンウェイクラッチが、以下の構成部材：すなわち、

少なくとも1つの第1の係止装置を備えた、半径方向に配置された第1のエレメントを有しており；

少なくとも1つの第2の係止装置を備えた、半径方向に配置された第2のエレメントを有しており；

半径方向に配置された第3のエレメントを有しており、該第3のエレメントが、当該ワンウェイクラッチの軸線を中心として回転可能であり、軸方向で第1のエレメントと第2のエレメントとの間に配置されており、第1の少なくとも1つの係止装置と、第2の少なくとも1つの係止装置とが、第1のエレメントまたは第2のエレメントに対するそれぞれ他方のエレメントの相対的な回転に関して、第1の回転方向において互いに内外で係止し、これによって、第1のエレメントと第2のエレメントとが、回転方向で互いにロックされるように配置されており、第3のディスクが、係止の間の第1の少なくとも1つの係止装置と第2の少なくとも1つの係止装置との衝突を減衰するように配置されていることを特徴とする、自動車駆動構成要素に設けられたワンウェイクラッチ。